

# 對馬宗家舊藏の元刊本『事林廣記』について

宮 紀 子

- 一 はじめに
- 二 宗家の『事林廣記』
- 三 泰和律令と至元大典——南北の「知」の統合
- 四 むすびにかえて

## 一 はじめに

長享三年（一四八九）二月一日の夜、京都五山のひとつ相國寺の崇壽院では、塔主の桃源瑞仙（一四三〇—一四八九）、小補軒の横川景三、蔭涼軒の龜泉集證等によって、聯句の會がはじめられようとしていた。龜泉はその席上での出來事をつぎのように書きとめている。

宴會の準備の間に、桃源殿は使いの者をやつて東雲景岱と竺英有桂をお招きになられた。東雲が先に到着した。桃源殿が硯と紙を取り出し、東雲に發句をお命じになられた。東雲が句を横川に耳打ちすると、横川が「今日が花朝節では？」といい、東雲は「そうでしょうか」という。横川が桃源殿に尋ねると、桃源殿は「今日なのか？明日の二日ではなかったかね」とおっしゃる。横川が「もし明日が花朝節なのでしたら、花朝節に迫る」という語は妥當なわけですか？」というので、わたくしが「愚僧の記憶では、十五日が花朝節ですから、その意味は含まれていることにな

りましようかな」ともうしあげたところ、桃源殿は「識<sup>わか</sup>らん」とおっしゃり、横川も「識りませぬ」という。そこで、桃源殿が書物を取り出されてこの語を検索になり、ちよつと笑つておっしゃられた。「花朝節は十五日のことだったわい」。その書物は、と見れば『事林廣記』である。(じつは)わたくしが以前しらべたのも『事林廣記』なのであった。偶然の一致である。東雲がそこで「花を添う方丈の雨」と詠み、桃源殿が「樹に於ける萬年の春」と續けた……  
 (『蔭涼軒日録』)。

この『事林廣記』なる書物、南宋末期に福建は建安の陳元靚が編纂したとされる挿繪入りの類書(百科事典)で、桃源、龜泉のみならず、とうじかれらときわめて親しい間柄にあつた萬里集九や南禪寺聽松院の希世靈彦も座右に置いていた。五山僧や清原家から漢籍の講義を熱心に學んでいた三條西實隆、その友人で代々殿上人として雅樂の鳳笙を擔當した豊原家の統秋、さらには遣明使として有名な策彦周良の著述などにも引用される<sup>(1)</sup>。

室町時代の五山僧は、かつて大元<sup>ダイゴンイェンモンゴルウルス</sup>大蒙古國に留學した鎌倉末期の僧侶たちが目の當たりにし日本にそのやり方を導入したとおり、五山十刹制度のもと、『勅修百丈清規』に即した生活を送り、唐物の調度品に圍まれ、外典を廣く讀み漁つた。各寺で代々集積されていた貴重な宋元刊本もあれば、古書店や知人から購入、貸借したもの、外交使節が明や朝鮮から將來したテキストもあつた。<sup>(2)</sup>かれらは、そこから得た知識、漢詩文の能力を武器に、足利將軍家や管領、守護大名など權力の中樞に結びつき(そもそも上位の僧は、攝關家をはじめ名門出身が多いが)、文化を先導し、そして江戸時代にいたるまで外交の實務を擔いつづけた。

なかでも、足利義滿が夢窓疎石の弟子春屋妙葩に命じて「花の御所」の東側に立てさせた相國寺は、完成が南北朝合一と同年であること、京都を一望しうる七重の大塔を建立したことからも知れようが、室町幕府にとつてきわめてモニュメンタルな意味をもつた。大元ウルスの大龍翔集慶寺と宣政院による江南の禪・教・律の寺院の統制、よりちよくせつには明洪武年間の天界寺と僧錄司の制度を模倣し、春屋妙葩を僧錄に任じ、諸國寺院の住持の任免などを取り仕切らせた。そ

して、絶海中津以降、僧録の職は相國寺の鹿苑院の主が兼ね、やがて副僧録は院内の寮舎、蔭涼軒の主が擔當することになった。幕府の中國、朝鮮との外交を支え、さらには對馬との交渉にも携わったのである。龜泉集證はもとより、横川景三の師で『善隣國寶記』の著者として知られる瑞溪周鳳もそのひとりであった。

京都の五山僧や公家たちの間では、四書五經、歷代正史、通鑑の類はもとより、『佛祖統記』や『歷代地理指掌圖』、『十八史略』のほか、杜甫、李白、蘇軾の詩文集、『三體詩』、『古文眞寶』、『皇元風雅』などがよく讀まれた。また、明への派遣、じっさいの外交の場面を想定して、『大明官制』や洪武帝、永樂帝のブレインであった宋濂、劉基、季潭宗泐、天淵清濬、姚廣孝等の詩文集、隨筆、語録の入手、覆刻、學習にも怠りなかった。最新の流行をおさえておくために『皇明詩選』、『鼓吹續編』も入手している。詩文の作成時には、『韻府群玉』、『古今韻會舉要』のほか、『源流至論』、『方輿勝覽』、『氏族大全』、『押韻淵海』、『珍珠囊』、『詩苑叢珠』、『詩學大成』などの類書も參照された(寺によつては『太平御覽』、『玉海』など大部の類書も備え附けられていた)。さらに、かれらがものした著述、日記には、しばしば『新編古今事文類聚』、『新編事文類聚翰墨全書』、『新編事文類要啓筭青錢』、『新編事文類聚啓筭天章』、『新編事文類聚啓筭雲錦』、『新編古今事類啓筭天機錦』、『新編増修類編書林廣記』といった一連の類書——慣用句や故事、用例を調べるための辭典、往復書簡、交際等のマニュアル本。編纂過程、内容ともに『事林廣記』との關わりが深い——からの引用が目につく。全體的な讀書傾向として、大元時代の編集、刊行にかかるテキストが多い。そして相國寺には、陳元靚の著作とされる『歲時廣記』、『差穀撰良玉曆撮要』のほか、やはり『事林廣記』と密接な關係にある『居家必用』も藏されていたのである。

くだんの『事林廣記』は、陳元靚の編纂當時は『博聞錄』という名で知られ、十卷からなっていた(大きくみると三部構成<sup>13</sup>)。それが、大元ウルスの南北混一後、最新の情報をふんだんに加え、至元三年(一二八六)頃までに、まず『新編分門纂圖博聞錄』として仕立て直される。タイトルに「纂圖」を冠するように、あらゆる分野のことがらを過去から最新のものまで廣くヴィジュアルに知りたいというモンゴル時代特有の精神にもとづき、既存の經・史・子・集四部それぞれの

纂圖本から繪圖、記述のエキスを抽出、合體した書物で、天文、地理をはじめ、醫學、藥學、數學、農學、さらには音樂、圍碁といった遊戲まで多岐にわたる内容をもった。甲一癸の十集構成をとっていたが、各集および全體の卷數は不明である。<sup>(14)</sup>至元三十一年から泰定二年（一二三三—一二三五）にかけて、チンギス・カンの御名を忌避せず、モンゴル王室の系圖や禁忌に觸れる天文・陰陽關係の記事を收録する版があったことから、禁書のリストに入れられ、しばしば祕書監に押收された。<sup>(15)</sup>そうしたこともあって、大徳年間（一二九七—一三〇七）頃から『事林廣記』という名でも賣り出されるようになり、頻繁に増補、改訂版が出された。十四世紀以降、中國、朝鮮、日本、それぞれの國の王侯貴族、官僚、僧侶など、特定の階層に珍重、愛用された。時間と地域を超え、共通の文化、知識を育むのにもっとも貢獻した書物といつていい。

『博聞錄』は、中國では佚書とされるが、日本では鎌倉末期に傳來、伊勢神道の度會家行『類聚神祇本源』（一二三〇年脱稿）や愛知の穗久邇文庫の『五行大義』（一二三三年奥書）の紙背にその一部が抜書きされてのこっている。<sup>(16)</sup>あきらかに後醍醐天皇、北畠親房等の周邊で讀まれていた。また、京都は山科の天台宗門跡寺院、毘沙門堂が藏する『篆隸文體』（書寫年未詳）や岩倉觀勝寺の僧が編纂した辭書『塵袋』<sup>(17)</sup>、大和の大福寺の僧訓海が著した『太子傳玉林抄』（一四四八年脱稿）にも引用される。

いっぽう『事林廣記』の元刊本は、至順年間（一二三〇—一二三三）の刊行と推定され、前・後・續・別の四集構成の『新編纂圖增類群書類要事林廣記』と題する西園精舍本四二卷（國立公文書館）と椿莊書院本五〇卷（臺灣故宮博物院）、後至元六年（一二三〇）の刊行で甲一癸の十集構成をとり『纂圖增新群書類要事林廣記』と題する鄭氏積誠堂本二〇卷（北京大學圖書館、宮内廳書陵部、佐賀武雄市教育委員會）、丁集のみがのこる美濃瑞龍寺舊藏の零本（金澤市立圖書館）の計四種が知られている。明刊本としては、まず洪武二五年（一二三九—一二四二）、元刊本の四集に外・新の二集を加え六集構成とし、部分的に明代の情報に入れ替え重刊した梅溪書院本三五卷（慶應大學斯道文庫、東洋文庫、ソウル大學校奎章閣）がある。これを六集十二卷に壓縮したのが、永樂十六年（一二四八）の翠巖精舍／吳氏玉融書堂本（靜嘉堂文庫、南京圖書館）、弘治五年（一二四九

二)の詹氏進德精舍本(米澤市立圖書館)、弘治九年の詹氏進德精舍本(國立公文書館)。そのほか六集六卷の弘治四年の雲衢菊莊本(天理大學附屬圖書館)、無刊記本(東京大學東洋文化研究所大本文庫、前田尊經閣文庫、山東省圖書館)、鈔本(中國國家圖書館)や『新刊纂圖大字群書類要』を冠する嘉靖二〇年(一五四二)の余氏敬賢堂本(遼寧圖書館)が傳わる。また、至順刊本と同じ四集構成で、上述の明の情報のおかげに陳樞の『尺牘筌蹄』などをとりこみ獨自の内容をもつ成化十四年(一四七八)の福建官刻本四〇卷(臺灣國家圖書館、南京圖書館、ケンブリッジ大學圖書館)や「纂圖類聚天下至寶全補」を冠し卷十一「聖賢類」のみ残る鈔本(中國國家圖書館)もある。はるか遠くヴァチカンにも明刊本が藏されるという。

やはり、元、明刊本ともに日本に傳來するテキストが目立つ。そのうえ皇室、江戸幕府以下、名だたる諸藩に藏されていた(五山等の名刹、公家からの獻上品、買い上げであることが多い。<sup>(18)</sup> 北京大學の元刊本にしても、「木禪菴」「十竹」の書き入れ、「古雲」の印からすると、明治の混亂期に建仁寺から流出したもので、<sup>(19)</sup> とうじ外交官だった李盛鐸が、『啓劄青錢』等とともに持ち歸ったのである)。なかには、朝鮮を経由して入ってきたものもある。かの相國寺での聯句の會の四年ほど前、宋元刊本の収集に極めて熱心であった周防の大内政弘は、僧元肅を朝鮮に遣わし、明から購入できなかった書籍をリストアップして請い求め、下賜されている。その中に『事林廣記』や『翰墨全書』もあった。

朝鮮では、はやくは太宗の元年/建文三年(一四〇二)に、中國歸りの使臣によって『事林廣記』が王の御覽に呈されており、そのごも儀禮、さまざまな行事の有職故實、朝廷の藥膳、醫療、ジャムチの牛馬の診療など、多方面にわたり參考書として使用されていた。かの崔世珍が司譯院の教科書である『老乞大』、『朴通事』の改訂にあたって、モンゴル時代の事物の解説に参照したのもこの書である。『事林廣記』は、つねに王室とともにあった。

このように需要の高い書物であるにもかかわらず、朝鮮版、五山版はともに存在せず、作製されたという記録も皆無である。朝鮮王朝下の出版目録をみると、挿繪の多い大部の書も覆刻しており、技術、豫算面の問題ではない。おそらくこの書にかぎり、意圖的に少人数しか見ることができないようにした。「舶來」に意味があり、それを所有、閲覽できるこ

とでステイタスとなるような特別な書籍であった。<sup>(20)</sup>

それでも、日本では、はるかのことだが、出版業が著しく活性化する江戸は元禄十二年（一六九九）、京都の書肆から泰定二年刊本にもとづく和刻本が上梓された。ここによりやく廣く流通するようになった<sup>(21)</sup>（序文を書いた右國の儒者宇都宮由的からして、京都遊學中の一六六〇年代に寫本を目にしたにすぎない）。泰定二年とは、『博聞錄』が禁書の指定をあらためて受けた年である。この和刻本は、甲子癸の十集構成で計九四卷。現存するどの元刊本よりも古い内容を持ち、南宋接收後でもない至元年間の姿をとどめるテキストとして重寶されてきた。上述の『博聞錄』の逸文の多くは、和刻本とのみ合致し、じじつ和刻本だけが『博聞錄』と同様、「門」の部立てを用い、表題にも「分門纂圖」の文字をのこす<sup>(22)</sup>。とはいえ、「新編纂圖増類群書類要」や「新編群書類要」を冠する例もみえ、至順刊本とも無縁でない。泰定二年の刊記によれば、版木の脱落、錯簡を補うべく、校勘のうえ六十枚餘りの記事、繪圖を増やしたとのことで、表題に「重編」、「重刊」の二字を被せなおす巻もある。

文献からいえば、天台宗延暦寺の光宗遍照の『溪嵐拾葉集』三〇〇巻が重要な参考書として使用しており、遅くとも文保二年／延祐五年（一二二八）には日本に到來していた。<sup>(23)</sup> 正和二年（一二三三）から嘉暦二年（一二三七）に編まれた梶原性全の『萬安方』でも、本文に一箇所、欄外に三箇所引用される<sup>(24)</sup>。また、宇都宮由的一世代あと、相國寺の長老や對馬の雨森芳洲等と親交があり漢籍を博覽していた儒者、伊藤東涯が、その著『制度通』において出典を『事林廣記』として掲載した『宋國子監圖』は、既知のテキストにはのこっていない。泰定、至順刊本よりはよいテキストが存在していたのは、確實である。

## 二 宗家の『事林廣記』

そうした『博聞錄』、『事林廣記』の歴史とほぼ軌を一にして、六〇〇年餘の長きに亘り、朝鮮、大陸、日本の動きをほ

は同距離の波濤のむこうに眺め、着いたり離れたり、ときに互いを結び合わせながら、外交と貿易に巧みに生きてきた一族がいる。對馬の宗家である。

この宗家の文庫に、じつは、じゅうらい知られていないきわめて貴重かつ古い情報をのこす元刊本『事林廣記』——諸版本の相互關係を解明する糸口となる——が伝わっていた。厳密にいえば、一九七七年から三年間、宗家文庫の調査が行われたさい、本書の存在についても簡単な言及がなされた<sup>(25)</sup>。しかし、そのごは看過されたままになっていた。さいわい、二〇〇七年春、現在の所藏機關である長崎縣立對馬歴史民俗資料館により補修作業が進められ、閲覽に供された<sup>(26)</sup>。全十冊、今回の修復に際し、もつとも蟲損の少ない第三冊のみ、あえてもとの状態のままにとどめおかれた。それによれば、外寸二〇・八×二三・六cm、四ツ目袋綴。小口には平積みの中から容易に選り出せるよう「事林廣記 十二之廿一」と巻数が記されている。薄茶色の表紙に、ちよくせつ書名及び各冊に收録される題目を墨筆で書す。南北朝から室町期のものだろう。同じ手で「共十冊」とも記すので、舶來以後（おそらく早い段階で一度裏打ちされているが）冊數に變化はないとみてよい。それを證するかのごとく、各冊冒頭には、「慶福院」の雙槲朱方印が捺される（後掲【圖2】参照）。現在、大東急記念文庫と駿河の清見寺（十刹のひとつ。北條、足利、今川、徳川各氏の庇護を受け、『滿濟准后日記』、『蔭涼軒日録』にも登場する。朝鮮通信使の接待場として利用されたので、對馬藩とも縁が深い）に分藏され、紹興二九年（一一五九）の刊記を掲げる『新雕石林先生尙書傳』二〇卷、宮内廳書陵部の所藏に歸し南宋刊本とされる『寒山子詩集』附『豐子拾得詩』一卷、大東急記念文庫の南宋刊本『大光明藏』三卷、米澤藩主上杉家の舊藏書を引き繼ぐ米澤市立圖書館の元刊本『鐔津文集』二〇卷、お茶の水圖書館成算堂文庫の至正二六年（一三六六）刊本『禮經會元』四卷、それぞれの冊頭にも同一の印が押されている<sup>(27)</sup>。慶福院が由緒正しき寺院であることは疑いない。『蔭涼軒日録』「永享八年（一二四三）六月十九日」に、慶福院殿（俗名不明）の三十三回忌の法要を開催した記録がのこっていること、『大光明藏』、『鐔津文集』に捺された「龍眠」「栗棘庵」「金剛關」「天龍金剛藏海印文常住」の印からすれば、相國寺、東福寺、天龍寺のいずれかに嘗てあった塔頭の可能性が

|     |                   |                    |                    |                      |                                           |
|-----|-------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------------------|
| 第八冊 | 續 3 道教            | 續 1 道教             | 續 1 道教             | 丁下道教                 | 己 6 聖真降會上·己 7 聖真降會下                       |
|     | 續 4 道教            | 續 2 道教             | 續 2 道教             | 丁下道教                 | 己 3 真人攝養                                  |
|     | 續 5 修真            | 續 2 道教             | 續 2 道教             | 丁下道教                 | 己 1 黃庭要旨·己 2 辟粒服餌                         |
|     | 續 6 神仙            |                    | 續 2 道教             | 丁下道教                 |                                           |
|     | 續 7 禪教 (佛教)       | 續 3 禪教             | 續 3 禪教             | 丁下禪教                 | 己 5 空門清派                                  |
|     | 續 8 禪教 (佛教)       | 續 3 禪教             | 續 3 禪教             | 丁下禪教                 | 己 8 藏經名相                                  |
|     | 續 9 禪教 (佛教)       | 續 3 禪教             | 續 3 禪教             | 丁下禪教                 | 己 9 禪門規範                                  |
|     | 續 10 文藝 [琴]       | 續 4 文藝             | 續 4 文藝             | 庚上音譜                 | 丁 4 文藝直訣·戊 5 藝圃須知                         |
|     | 續 11 文藝 (碁局)      | 續 4 文藝             | 續 4 文藝             | 庚上                   |                                           |
|     | 續 12 文藝 [象棋] (碁局) | 續 4 文藝             | 續 4 文藝             | 庚上                   | 丁 4 文藝直訣                                  |
|     | 續 13 文藝 [古書]      |                    |                    |                      | 戊 6 器物紀源上·丁 4 文藝直訣·丁 7 古文奇字               |
|     | 續 14 文藝 [草書]      | 續 5 文藝             |                    | 庚下文藝                 | 丁 8 草書體勢                                  |
|     | 續 15 文藝 [篆隸書]     | 續 5 文藝             |                    | 庚下文藝                 | 丁 9 古篆偏傍                                  |
|     | 續 16              | 續 5 文藝 ?           |                    | 庚下文藝 ?               | 丁 10 蒙古篆字 ?                               |
|     | 續 17 文藝 [圖畫]      | 續 5 文藝             |                    | 庚下文藝                 | 丁 4 文藝直訣                                  |
|     | 續 18 文藝 [投壺]      | 續 6 文藝             |                    | 辛上風月<br>錦囊下·<br>打雙陸例 | 戊 2 文藝類 (投壺新格·雙陸)                         |
|     | 續 19 醫學 [察證]      |                    |                    | 戊下醫學                 | 辛 2 藥石備用上                                 |
|     | 續 20 醫學 [用藥]      |                    |                    | 戊下醫學                 | 癸 7 綺疏叢要·辛 6 藥忌反畏                         |
|     | 續 21              |                    | 續 10 醫學 [藥<br>忌] ? | 戊下醫學                 |                                           |
| 第九冊 | 續 22              |                    | 續 10 醫學 [炮<br>製] ? | 戊下醫學                 |                                           |
|     | 續 23              |                    | 續 10 醫學 ?          | 戊下醫學                 |                                           |
|     | 續 24 卜史 [卜筮]      |                    | 續 11 卜史            | 己上卜史                 | 壬 9 卜筮·壬 7 星命要括                           |
|     | 續 (雜術) ?          |                    | 續 11 選擇 ?          | 己上 ?                 |                                           |
|     | 續 (雜術) ?          |                    | 續 12 卜史 ?          | 己下 ?                 |                                           |
|     | 續 (雜術) ?          |                    | 續 13 雜術 ?          | 己下 ?                 |                                           |
|     | 別 1 官制            | 別 1 官制             | 別 1 官制             | 戊上官制                 |                                           |
|     | 別 2               | 別 2 官制             | 別 2 官制             | 戊上官制<br>·俸給 ?        |                                           |
|     | 別 3               | 別 2 官制             | 別 2 官制             |                      |                                           |
|     | 別 4               |                    |                    |                      |                                           |
| 第十冊 | 別 5 官制            |                    |                    |                      |                                           |
|     | 別 6 官制            |                    |                    |                      |                                           |
|     | 別 7 官制            |                    |                    |                      |                                           |
|     | 別 8 國典 [朝儀]       |                    |                    |                      |                                           |
|     | 別 9 貨寶            | 別 5 貨寶             |                    | 戊上貨寶                 |                                           |
|     | 別 10 算法 [算附尺法]    | 別 6 算法             | 別 5·6 算法           | 辛上算法                 |                                           |
|     | 別 11 刑法           | 別 3 刑法             | 別 3 刑法             | 戊上刑法                 | 壬 1 至元雜令·吉凶雜儀                             |
|     | 別 12 公理           | 別 4 公理             | 別 4 公理             | 戊上公理                 | 辛 10 詞狀新式                                 |
|     | 別 13 飲饌 [茶·酒]     | 別 7 茶菓·<br>別 8 酒麴  | 別 7 茶菓·別<br>8 酒麴   | 壬上茶菓                 | 癸 10 茶品集錄·癸 2 異醞醴醪·癸 3 庖<br>飴利用·癸 4 蜀葵集珍上 |
|     | 別 14 飲饌 [麵法·醃法]   |                    | 別 8 酒麴             | 壬上酒麴                 | 癸 1 麵法纂要                                  |
|     | 別 15 飲饌 [殺羞]      | 別 8 酒麴             | 別 8 酒麴·別<br>9 飲饌   | 壬下飲饌                 | 癸 4 蜀葵集珍上·癸 5 穀載搜奇·癸 3 庖飴利用               |
|     | 別 16 飲饌 [蔬果]      | 別 7 茶菓             |                    | 壬上茶菓                 | 癸 5 穀載搜奇·癸 4 蜀葵集珍上·癸 6 斂藏述異               |
|     | 別 17 獸畜 [牧養] (禽獸) |                    | 別 11 獸畜            | 辛下獸畜                 | 庚 6 畜牧便宜                                  |
|     | 別 18 拾遺 [氏族]      | 前 7 人紀             | 前 7 人紀             | 乙上人紀                 | 壬 10 郡望音屬                                 |
|     | 別 19 拾遺 [接談]      | 前 11 儀禮·<br>續 8 文藝 | 前 11 儀禮            | 乙下儀禮·<br>庚下文藝        | 庚 9 事物緒談                                  |
|     | 別 20 拾遺 [閨粧]      | 後 10 閨妝            | 後 10 閨妝            |                      | 癸 7 綺疏叢要                                  |



【表1】『事林廣記』諸版本対照表

( ) 内は總目に依據した類名)

| 對馬宗家文庫本 |                   | 椿莊書院  | 西園精舍  | 鄭氏積誠堂  | 和刻本                                  |
|---------|-------------------|-------|-------|--------|--------------------------------------|
| 第一冊     | 前1天文 [太極・天文] (天象) | 前1天文  | 前1天文  | 甲上天文   | 甲1天文圖說                               |
|         | 前2曆候              | 前2曆候  | 前2曆候  | 甲上曆候   | 甲5律曆氣數・甲12挈壺晝夜・壬5度微休咎                |
|         | 前3節序              | 前2節序  | 前2節序  | 甲上節序   | 甲3節令記載上・甲4節令記載下                      |
|         | 前4地輿              | 前3地輿  | 前3地輿  | 癸上地輿   | 甲2地理圖經                               |
|         | 前5郡邑中             | 前4郡邑  | 前4郡邑  | 癸上郡邑   | 乙3江北郡縣・乙4江南郡縣                        |
| 第二冊     | 前6方國 [按廣舶官本]      | 前5方國  | 前5方國  | 癸下方國   | 辛8島夷雜誌・辛9山海靈異                        |
|         | 前7勝蹟              | 前6勝蹟  | 前6勝蹟  | 癸下勝蹟   |                                      |
|         | 前8仙境              | 前6仙境  | 前6仙境  | 癸下仙境   | 壬6仙靈遺蹟                               |
|         | 前9人紀              | 前7人紀  | 前7人紀  | 乙上人紀   | 庚2四民安業                               |
|         | 前10人事             | 前8人事上 | 前8人事上 | 乙上人事   | 庚7立身箴誨                               |
| 第三冊     | 前11人事             | 前8人事上 | 前8人事上 | 乙上人事   | 庚5治家規訓                               |
|         | 前12人事             | 前8人事上 | 前8人事上 | 乙上人事   |                                      |
|         | 前13人事             | 前9人事下 | 前9人事下 | 乙上人事   | 庚8仕途守要                               |
|         | 前14人事             | 前9人事下 | 前9人事下 | 乙上人事   | 庚4訓戒嘉言                               |
|         | 前15家禮 [冠・昏]       | 前10家禮 | 前10家禮 | 乙下家禮   | 壬2婚姻舊體                               |
|         | 前16家禮 [喪]         | 前10家禮 | 前10家禮 | 乙下家禮   | 壬4五服隆降・壬3喪祭通禮                        |
|         | 前17家禮 [祭]         | 前10家禮 | 前10家禮 | 乙下家禮   | 壬3喪祭通禮                               |
|         | 前18儀禮             | 前11儀禮 | 前11儀禮 | 乙下儀禮   |                                      |
|         | 前19農桑             | 前12農桑 | 前12農桑 | 甲下農桑   | 庚3農桑急務                               |
|         | 前20花果 [花菓]        | 前13花果 | 前13花果 | 甲下花果   | 癸11花葉品題                              |
| 第四冊     | 前21竹木 [附草]        | 前13竹木 | 前13竹木 | 甲下竹木   | 癸11花葉品題                              |
|         | 後1帝系              | 後1帝系  | 後1帝系  | 丙上帝系   | 甲6歷代提綱上・甲7歷代提綱中・甲8歷代提綱下              |
|         | 後2年紀 (紀年)         | 後2紀年  | 後2紀年  | 丙上紀年   | 甲9正統年運                               |
|         | 後3歷代              | 後2歷代  | 後2歷代  |        |                                      |
|         | 後4聖賢              | 後3聖賢  | 後3聖賢  | 丙下聖賢   | 丙1素王事實・丙3聖賢褒贊                        |
|         | 後5聖賢              | 後4聖賢  | 後4聖賢  | 丙下聖賢   | 丙1素王事實・丙3聖賢褒贊                        |
|         | 後6聖賢              | 後4聖賢  | 後4聖賢  | 丙下聖賢   | 丙4名將建封                               |
| 第五冊     | 後7聖賢 (先賢)         | 後5先賢  | 後5先賢  | 丙下先賢   | 丙2伊學淵源・丙3聖賢褒贊                        |
|         | 後8宮室              | 後6宮室  | 後6宮室  |        | 甲11京都城闕                              |
|         | 後9學校              | 後6學校  | 後6學校  |        | 甲2地理圖經・壬9卜筮                          |
|         | 後10文籍 [經・子]       | 後7文籍  | 後7文籍  | 已上文籍   | 丁1經書諸子・丁2諸史修撰・丁5勸學捷徑                 |
|         | 後11辭章             | 後7辭章  | 後7辭章  | 已上辭章   | 丙5文章緣起                               |
|         | 後12辭章             | 後7辭章  | 後7辭章  | 已上辭章   |                                      |
|         | 後13儒教             | 後8儒教  | 後8儒教  | 丁上儒教   |                                      |
| 第六冊     | 後14幼學             | 後9幼學  | 後9幼學  | 丁上幼學   | 丁3速成模楷・丁5勸學捷徑                        |
|         | 後15幼學             | 後9幼學  | 後9幼學  | 丁上幼學   | 丁6切字活法・正訛點畫                          |
|         | 後16文房             | 後9文房  | 後9文房  | 丁上文房   | 戊5藝圃須知                               |
|         | 後17服飾             | 後10服飾 | 後10服飾 | 辛下神仙技術 | 戊1祭器儀式・戊6器物紀源上・戊7器物原始下・癸8宮院事宜・癸6斂藏逃異 |
|         | 後18器用             | 後11器用 | 後11器用 |        | 戊1祭器儀式・戊6器物紀源・戊7器物原始下                |
|         | 後19音樂 [樂制]        | 後12音樂 | 後12音樂 | 庚上音樂   | 戊7器物原始下・戊8音樂舉要・戊10古代樂舞               |
|         | 後20音樂 [音譜] (音譜)   | 後12音譜 | 後12音譜 | 庚上音譜   | 戊9樂星圖譜                               |
|         | 後21兵法 [軍陣] (武藝)   | 後13武藝 | 後13武藝 |        | 戊4軍陣奇正                               |
|         | 後22兵法 [射藝] (武藝)   | 後13武藝 | 後13武藝 |        | 戊3狐矢譜法                               |
| 第七冊     | 續1道教              | 續1道教  | 續1道教  | 丁下道教   | 已4道教洪緒・天師宗系                          |
|         | 續2道教              | 續1道教  | 續1道教  | 丁下道教   | 己6聖賢降會上                              |

きわめて高い。<sup>(28)</sup>清見寺のテキストは、京都から赴任した住持の將來か、幕府から下賜されたかだろう。

では、なぜいま慶福院舊藏のそれが對馬にあるのか。天和三年（一六八三）七月の『御書物帳』に書名が見えるので、それ以前に京都から運ばれたことは間違いない。最もありうるのは、豊臣秀吉が朝鮮遠征の際に設置した朝鮮修文職、あるいは寛永十二年（一六三五）の「柳川一件」以後、以酊庵輪番制の五山僧が、接待、詩文の應答等に必須の参考資料だとし、現地に持つていった可能性である。

さて、一冊目の表紙を開くと、封面、刊記の類はなく、「増新類聚事林廣記總目」が目飛び込んでくる（各集各巻の詳細な目録は附されていない）。前・後・續・別の四集構成、「類」によって分けられる。彫りはきわめて鋭利、竹紙に鮮明に印刷されている。蟲損をのぞけば判讀にこまる箇所はまったくない。現存する建安小字本のなかでも屈指に美麗なテキストで、おそらく初印本である。その精緻な挿繪は、同時代のフレグ・ウルスのミニアチュールと連動するものもあり、こんご版畫史において特筆されるべきものとなる。元刊本であることは、その書體はもとより「大元」などの聖なる文字での改行、擡頭からもあきらかである。板框は一七×一〇・二cm、有界細黒口雙魚尾、基本的には四周單邊。その意味については後述するが、12行×18字、13行×23字、14行×24字の版木が混在する。各巻のじっさいの構成および諸版本との對應は、前掲【表1】以下のようになっている。

全八七卷（内七巻缺落・續⑩文藝「蒙古字書」、⑪⑫⑬醫學、別②③④官制。『御書物帳』で七六巻となっているのは計算まちがいか書き誤りだろう）。ただし「總目」によれば、續集は「卜史」のあとに「雜術」が續くはずなので、ほんらいは全八八・九〇巻だったろう。現在缺落している巻は、パクパ字と漢字の對照表、モンゴル語の單語帳、モンゴル官僚の職務内容と俸給表、救急醫療だったと推測され、五山僧が留學時に、いったん分解して必要な部分のみ一冊に綴じなおし、携帯していたのかもしれない。

各巻の表題は「新編纂圖群書類要事林廣記」（前③頭は「新編纂圖群書類聚事林廣記」とするものがほとんど、「新編群書

類要事林廣記」(前⑤②①頭、後⑭⑮⑯⑰⑱尾)、「群書類要事林廣記」(後⑦尾)などは略稱とみなしてよい。つまり、「増類」される以前の状態をうかがわせるテキストということになる。じじつ、至順刊本の目録で「新增」のマークが附される項目は収録しない。例外はわずかに三箇所、ひとつは續集卷一「道教類」の《歴代天師》で、「新增」の三七代、三八代の正一教天師を収録する。この巻は、至順刊本と同様「新編纂圖増類群書類要事林廣記」と題している。對馬本には、卷頭卷末の表題のどちらかで「増類」を標榜する巻が八巻あり【表一】の網トーンをかけた巻、その版本は基本的にはみな14行×24字(左右雙邊)。至順刊本の版木と挿繪、文字の配置ともにきわめてよく似ている。とくに後④頭は、唯一「新編纂圖増類群書一覽事林全璧」と特異な表題を掲げるが、至順刊本の後②③頭と同一であり、それらが依據した版木が共通していること疑いない。のこりのふたつは、前集卷十五「家禮類」大徳八年《嫁娶新例》と續集卷十八「文藝類」《雙陸》の記事で、やはり14行×24字(左右雙邊)。ぎやくにいえば、この版式をもつ箇所は、「増類(新增)」後の版木を使用している可能性がある。なお、對馬本が至順刊本の目録で「増附」のマークがつく前集卷一「天文類」の記事を載せているのも、同じ理由である。

對馬本が「合わせ本」なのは、やはり「増類」を表題に掲げる續集卷十一の《碁盤路圖》が半葉のものと一葉全體を使用したものと二種類収録されていること、卷十八「文藝類」にも司馬光の「投壺格範」に附された紹興十七年(一一四七)の洪遵の識語を「増類」本(新增の「北雙陸盤馬制度」圖と同じ半葉に刻される)とそれに先行すると思われる12行の版式のものとの二種重複して載せることから明らかである。ちなみに張與材の三八代天師襲封が正式に認められたのは元貞二年(一二九六)二月、次の三九代天師張嗣成の任命は延祐四年(一二三二)正月。したがって、最初の「増類」(新增「増附」)の時期は延祐以前に求められ、現行のふたつの至順刊本はそれを踏まえた後刻本とみるべきだろう。<sup>(29)</sup>

さて、これらを念頭に、逐一、諸版本と對照していくと、12行の箇所は、和刻本、とくに陳元靚の原本に近い至元刊本の『博聞錄』の記事と考えられる部分と一致することが多く、内容的に最古層のものであることが判明する。そして、こ

の貴重な古い版木を最大限に生かしながら、削除命令の出た部分（モンゴル諸王の系圖や「玉璽」の挿繪）や脱落部分をほかのテキストや新しい情報をもって補足、編集しなおした箇所——「増類」以前の版木が、13行の版式をもつ部分ということになる（それを裏附けるように、至順刊本の表題でも、「増類」を冠さない續①、別①は、それぞれ13行、12行である）。各項目の表題も、かなりこのとき改められた。廣船司の官本に依據したという前集卷六「方國類」や「袁氏世範」のダイジェストである前集卷十一十三「人事類」、伊藤東涯がみた「宋國子監圖」を収録する後集卷九「學校類」、續集卷十三「文藝類」の《古文奇字》は、みな12行を基本として形成されている。

ちなみに、編集作業の一例をあげれば、後集卷一「帝系類」の《三國》において蜀が魏の前に並べ替えられ、卷十一「文籍類」（13行）では、冒頭にあらたに「千字文」を置き、「孝經」、「論語」を前にもつてきて解説を書き直し、「國語」のかわりに『離騷』を入れる。これらは、おそらく大元ウルスの朱子學教育を反映しているだろう。

13行の部分は、後集卷二「年紀類」《歷代紀年》に「大元祖皇帝<sup>マ</sup>・中統五年、至元三十一年、今上皇帝・元貞萬年」とあることからすれば、元貞元年（一二九五）以降に編集されたとみてよい（和刻本の當該箇所は「今上皇帝・中統五年、至元萬萬年」）。「大元一統」と稱しながら、和刻本と同様、南宋と金の行政區劃を合體させて載せるだけの前集卷五「郡邑類中」も13行。胡三省が『資治通鑑』の華北地名に注釋を施すのに使用した至元刊本の『博聞錄』は、和刻本の情報とほぼ完全に一致するが、對馬本は「一」路」をすべて「一」道」に書き換え（前集卷四「大元混一圖」も同じ處理を施される）、さらに江北の記事を江南の體例に統一し、各州に所屬する縣數を陰刻するなどの改變を加えている。「上京道 共四州」「上京道 共四路」（「利州西道」の項目でも「共八路」に作る）と一行重複するミスは、先行するテキストを見ながらあらたに版下を書き直した證だろう。そして、おそらくこのころから『事林廣記』という名でも賣り出されるようになった。建安の何士信が大徳二年に刊行した『類編古今事林群書一覽』（別名『事文類聚群書一覽』、『事文類聚』群書通要<sup>(30)</sup>）の一部の卷が「類編古今事林廣記群書一覽」、「類編古今廣記書林一覽」と題する事實とも對應する。

ひるがえって、前集卷五で「郡邑類中」と題しながら、「郡邑類上」、「郡邑類下」がないことは、この對馬本がとりあえずのこっている版木、入手できたテキストをならべて編集しなおし、機械的に頭から卷数をつけていった様子をうかがわせる。一貫して同じ書體で刻まれ均質な印面がつづくから、すべての版木を彫りなおしたわけで、刊行時に、同じ版式に統一すること、單純に増類した最新のテキストをそのまま覆刻・重刊すること、いずれも選擇可能だった。にもかかわらず、敢えてそうせず古いデータにこだわり、原型——12行の版式最優先ではば三種類の版木のままだに刊行した（その方針は、異なるテキストの接續ではみ出した文字数を12行の版木の前後で行数を調節することによって解消している點から明らかである）。「増類」本の参照は最低限に抑えられている。12行の版式では14行よりも版木、刻工の手間賃等、經費がかさむというの<sup>(31)</sup>にある意味、さいしょから後世における成立過程の分析、各記事の年代批定を豫期したテキストだった、といっている。

一、二葉の落丁が何箇所があるが、出版時の綴じ忘れと補修時・胡蝶装からの改裝時における紛失、その兩方だろう。

なお、至順刊本が對馬本の依據した元貞・大徳年間の『事林廣記』を踏まえたうえで編集されていることは、つぎの點によつて明らかである。まず「總目」の最後に配される「拾遺」類において、各集の下に見ゆと注記し、じつさいに對馬本別集卷十八・二〇の「拾遺」の記事を、前集の「人紀類」「儀禮類」、後集の「閨妝類」、續集の「文藝類」に振り分けている。對馬本の冒頭の「天文類」は、和刻本と同様、「渾象中外官星圖」二葉、「渾象北極南極星圖」二葉、「紫微垣星圖」一葉を收録し、連相（前圖後文）形式をとつて直後に「右の圖」と解説を附すが、至順刊本ではこれらの挿繪の版木が缺落していたため、按ずるに「圖」と一文字改竄してごまかす。後集卷四「聖賢類」《大元褒典》（13行）では、大徳十一年に發令された「加封孔子詔」を押し込むため、じゅうらいあつた至元六年四月の「山東提刑按察司欽奉聖旨事理」<sup>(33)</sup>を削除し、つづく至元十年二月に御史中丞兼領侍儀司ボロトが上奏した呈文も、聖なる語として處理されていた「至聖文宣王」「文廟」「孔子」「先聖先師」などの一字空格・改行を取り拂う。續集卷六「神仙類」の「樂真人昇仙」以下の記事（12行、13行の版木）を缺く。別集卷十「算法類」の最後の二葉に收録される「圓田畝法」「鋤背田畝法」「方臺丈尺」

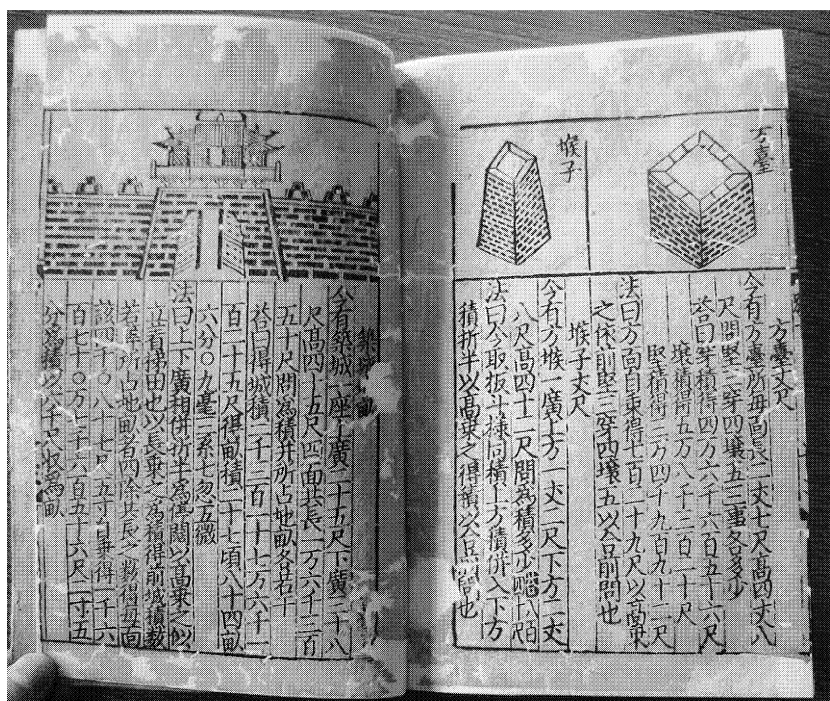


圖1 『事林廣記』別集『算法類』より（對馬歴史民俗資料館蔵）

成宗テムル時代に建安で活躍した何士信は、さまざまな類書の編纂、出版に深く関わった。かれの『小學書圖』の圖解の多くは『事林廣記』にとりこまれているが、本圖もまた同書の「九數算法之圖」と連動する。既知の『事林廣記』諸版本にはのこっていない貴重な一葉である。

「喉子丈尺」「築城地畝」「平地斛法」〔圖

1〕は、至順刊本の版刻時には脱落しており、西園精舍本では「弧矢田畝法」「圓田畝法」の版木に「別六卷終」と刻まざるをえず、椿莊書院本にいたってはすべての田畝法を収録しなかった。

また、對馬本の後集卷九「學校類」《大元新降條畫》（13行）には、節略ながら、至元十一年に發令された華北の選試實施をうたう聖旨が収録されている。<sup>(34)</sup>『世祖實錄』にもとづく『元史』の本紀はもとより『元典章』や『通制條格』にもみえず、あきらかにタブーとなった聖旨である。西園精舍本では、儒者の差發の免除を確約する前半部のみを載せ、しかも發令年を記さない（椿莊書院本は《大元新降條畫》自體を収録しない）。そして平然と皇慶二年（一二三三）の「科舉詔」に續ける。

同様に、續集卷十二「文藝類」の象棋の

局面のうちモンゴルを連想させる「平沙落雁勢」「猛士滅胡勢」の一葉は、書肆が自肅したのか、至順刊本以降では消え、かわりに「三跳潤勢」「步步隨勢」が登場する。こんご、上述の「算法類」などとともに、当該分野の歴史をたどるうえで、きわめて貴重な畫像資料となるだろう。

挿繪という點に注目すれば、後集卷六「聖賢類」の昭烈武成王像が、建安周氏家藏の「禮奠圖」の眞本にもとづくことも、この對馬本によつてはじめて明らかになる。卷七「聖賢類」の周敦頤以下の像は、『新編音點性理群書圖解』前集卷一「遺像」からの借用だが、それらも建安の『大貴家の得る所の七先生の子孫の家廟の眞本を傳寫』したものであった。また、後集卷十四「幼學類」の冒頭には、モンゴル官僚式の「習相跪圖」「對坐接談圖」が掲げられる。至順刊本では、卷十一「儀禮類」に『拜見新禮』という「新增」項目が作成されたのを機に、それぞれ構圖をあらため（後者は「茶飯體例」「把盞體例」に合わせて盃を酌み交わす圖になっている）、解説を附してそこへ移動させられた。

今回の對馬本の再發見により、至順刊本でどのような改變がなされているのか、それが意圖的なのか、版本の破損・落丁等やむを得ない事情によるのか、和刻本（泰定本）とともに克明に検討する術を得られたこと、じゅうらい知られていない記事・挿繪を抽出しえたこと、椿莊書院本にしばしば見られる卷末の記事の省略・缺落は西園精舍本に先行するテキストたる理由にはならない點、再確認しえたことは、ひじょうに大きなメリットだろう。

いっぽう、これまで南宋時代の情報をのこす最古のテキストとして使用されてきた和刻本についても、誤字の校勘はもちろん、どの部分が陳元靚の原記事なのか、確定が格段に容易になった。同時に壬集卷二『嫁娶新儀』の新增に限らず、先述の前集卷五「郡邑類中」《書指序略》など、泰定一年にそうとう手が加えられていることが判明した。對馬本の前集卷三「節序類」や卷八「仙境類」の12行の版本の部分でも、數行單位で省略、ひどい場合は文章の途中で切捨て、各項目の量を均一にしている。後集卷五・六「聖賢類」の七十二子、孟子配饗、武廟從祀の人物もかなり脱落、續集卷十三「文藝類・古書」の「字有八法」や別集卷十三「飲饌類」の「炙茶」や「碾茶」のように、項目自體カットする部分もある。

そもそも和刻本は、甲集・戊集の目録、戊集卷二の表題に「増類」の二文字が見え、全冊14行の版式に統一されている。じつさい甲集卷一、戊集卷二には、至順刊本では前集卷一、續集卷六、七に當たる「新增」の記事を組み込んでいた。對馬本と同じく「合わせ本」だが、収録する記事は、ときに大きくこととなる。對馬本の前集卷十二「人事類・傳家遠慮」、卷十八「儀禮類」は、『博聞錄』時代からあつたはずの項目だが、和刻本ではまるごと脱落している。ぎやくに、和刻本甲集卷十「宋朝世系門」、乙集卷一「燕京圖志」、卷二「朝京驛程」、己集卷十「禮鎮指要門」、庚集卷一「涉世良規門」、卷二「農田急務門」「旅行雜記門」などは、對馬本には存在しない。より細かい記事でいえば、壬集卷一「至元雜令」の附録「軍官館穀」も収録しない。両者は、兄弟もしくは叔父・甥の關係にある。

和刻本の目次に對馬本の對應卷數をならべてみると、甲集には前・後集、丁・戊集には後・續集、庚・辛集には前・別集、壬集には前・續・別集、癸集にいたつては前・後・續・別集の記事が混在し、その配列も不自然なところが多々あり、各卷のとなり合う項目、對馬本で12行の同じ版本に收められている項目が、別の集や卷に分散されていることがわかる。「新增」記事の収録にあたって、『博聞錄』時代の十集構成を大きく入れ替えたことは間違いない。乙集卷二「燕京圖志」末尾の解説が「東京舊城」、「宮室制度」は已に纂して圖となし前卷に於いて刊す」というにもかかわらず、それが甲集卷十一「京都城闕」に置かれているのは、その證據である。また、前節註(14)で言及した『博聞錄』辛集の記事が、和刻本では戊集卷五に収録されていることも傍證のひとつとなろう。和刻本の表題にしばしば被せられている「重編」の意味は、想像以上に大きかったのである。

いま、知られているテキストを全てのように思い、それらの間に無理やり線を引き系統圖を作ること、特定の記事によって刊行年代を限定してしまうことは、絶えず増殖、進化しつづける類書の場合、不毛かつ危険な行爲である。そもそも前集・別集、甲集・癸集が一時に刊行されたとは限らず、それを皆が皆、律儀に購入したわけでもない。「週刊」シリーズのヴィジュアル雑誌を好きな號だけ購入してファイルに綴じると同じことである。別の出版社のものを挟み込むこと



さえある。個人によって千差萬別の書物ができあがる。そうしたあたりまえの事柄を、對馬宗家の『事林廣記』は、あらためて認識させてくれる。

しかし、なんといっても對馬本において歴史資料としてもっとも価値があるのは、別集に收録される「官制」、「國典」、「刑法」の三類だろう。これらには、既知のテキストからはまったく得られなかった情報が大量に含まれている。

### 三 泰和律令と至元大典——南北の「知」の統合

まず、卷十一「刑法類」から覗いてみよう。冒頭にいきなり『至元大典』の四文字が掲げられ【圖2】、『故唐律疏義』卷一「名例・五刑」に依據した各刑の原則が示される<sup>(35)</sup>。12行の版式をもち、和刻本壬集卷一の「笞杖則例」よりも、原形に近い状態をとどめている。

つづく「法物輕重」(13行)には、至元十年十二月 日中書省 條畫内一款とあるが、内容は、『至正條格』卷三四「條格」《獄官》【獄具】の「中統二年七月中書省が奉じた聖旨の節該」と同一である。和刻本の「諸杖大小則例」には、中統五年八月附けのやはり同内容の條畫が收録されるが、枷、杻、鎖、鐐についての記載がない。次の「省部斷例」(13行)は、杖刑五七以下は司縣が、徒刑三年(杖刑八七)以下は散府州郡が、徒刑五年(杖刑一〇七)以下は各路の總管府が執行することを定めた規定で、至元十二年二月初九日刑部が籍録し到った<sup>カブシ</sup>ものだが、和刻本は同じ年月でも某日附けの「皇帝の聖旨の裏に、中書兵刑部の承奉したる中書省の劄付」を收録する(この部分からだけでも、和刻本と對馬本の底本が同一ではないこと、諸版本の系統が單純ではないこと明らかである)。國家編纂物たる『元典章』、『至正條格』は、この規定を至元二八年の『至元新格』として收録し、意圖的に至元十一、十二年の條項に觸れまいとする。クビライと裕宗チンキムの確執が、のちのちまでタブーとなったことをあらためてうかがわせる。そのあとの「十惡條例」(12行)は、五刑と同様、『故唐律疏義』卷一「名例・十惡」に完全に依據する。以上の部分は、「取受贓賄」の項目が存在しないことを

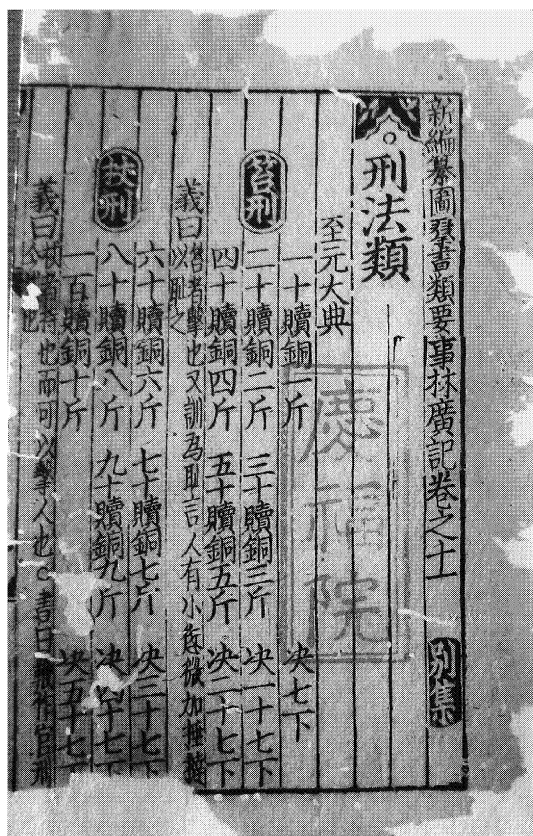


図2 クビライ時代の貴重な法制資料（對馬歴史民俗資料館蔵）

和刻本の『至元雜令』にもそのままの順番で採録されているので紹介しない。

〔詞訟〕 一、應告狀者、須用明注年月、指稱實事、齎錄憑驗、指立諍證、不得朦朧陳訴。

〔商旅〕 一、告憑引者、開說鄉貫・年貌・身材・髻髻・面上帶破、亦須聲說同伴、依上開坐、將旁物色、指定去處、召到保人、當官引審、量極給限。

〔盜賊〕 一、司縣或人戶申告盜賊、畫圖樣、稱說賊人出入蹤由、獲時多差弓兵、粘蹤追捕、移文隣接官司會合、申報上司照會。

のぞけば、至順刊本の「刑法類」《大元通制》の配列と同じである。ところで、増類本の別集が至治三年二月に完成した敕撰の政書『大元通制』から必要事項を抜粋、整理したものとなれば、同様に『至元大典』と呼べる書物も存在したのではないか。それも『至元新格』の成立より前に。であれば、つづく『雜行事目』（13行）は、その一端を伝える貴重な資料ということになるだろう。なお、「諸色廻避」（13行）以下の記事は、

〔罰毆〕一、告毆傷者、先取醫士驗傷文狀、然後勾追行兇人・干證人等斷。

〔自刑〕一、申告投井・自縊・水渰・火燒・橫死者、獲時委官、初復檢驗、仍申 上司照會。

〔犯罪〕一、抄估到犯罪人、人口・家産・或寄頓係官諸物、責取合干人看管、并隣首人等收管、不致散失・損壞。如違、賠償甘罪文狀。

〔罪囚〕一、見禁罪囚、毎日申押禁曆、仍常切省會。禁子人等、夏月清涼、冬月溫暖、依時飲膳水火、無令罪人、凍飢身死。

一、罪囚病患、令醫工看治、申報病勢分數、婦人妊月、穩婆看守。無令罪人橫死。

では、つぎに、じゅうらいそのような項目があつたことすら知られていなかった卷八「國典類・朝儀」を紹介しよう。冒頭の一葉全體を使用して示される《聖節舊典》は、北宋の太祖から南宋の度宗までの歴代皇帝および最末期の攝政役をつとめたふたりの太后の誕生日とその祭日としての名稱の一覽表、つづく《百官慶壽》《教坊樂器》《錫宴酒數》《御宴器皿》は、『東京夢華錄』卷九「宰執親王宗室百官入内上壽」（徽宗の天寧節の二日後、宮中の祝賀會）からの抜粹である。『東京夢華錄』は、陳元靚がしばしば参照した書物で、靜嘉堂文庫の元刊本が最古最良のテキストとして知られている。しかし、對馬本の收録部分と比較してみると文字に異同がある。さらに、對馬本は、現行の『東京夢華錄』ではカヴァーされていない有名な徽宗の「艮岳」についても紹介する。《華石綱運》《董役作山》《壽山坡岫》《壽山礪木》《壽山臺殿》《壽山關閣》《峯石爵號・御製記文》がそれで、張淏「艮岳記」、僧祖秀「陽華宮記」にもとづく。「國典」よりもむしろ「宮室」の附録としたほうがよさそうな内容だが、徽宗つながりでここに分類したものでろう。

宋の國典のあとには、『大元慶節』（13行）の項目が掲げられる。八月二八日を天壽聖節とするから、クビライ時代の規範である。<sup>(36)</sup>『元典章』卷二八「禮部一・禮制」《朝賀》《慶賀》にも類似的文が收録されるが、それよりも原型に近い。大元ウルスの朝儀は、ボロト、劉秉忠のもと、金朝の古老たちから有職故實を聞き取り調整しながら二年半餘りの準備期間

を経て、國號を「大元」と定めた至元八年のまさにこの日より開始された。<sup>(37)</sup>

そして、以下《迎詔儀典》《出郊迎接》《行禮贊拜》《揖勸酒饌》《下馬酌別》《軍司宣讀》《宣官迎接》《鳴鼓作樂》《受閣宣命》《參見問候》《勸酒館侍》《官屬酌送》《親王客儀》《經過接送》と地方官廳での詔敕の迎接儀禮、開讀の式次第が連なる。頁も改められていないので、モンゴルの儀禮の續きにみえる。しかし、《軍司宣讀》に「諸京府節鎮」、統軍按察運司の文字が見えることから推察されるように、じつは、これらは金朝の儀禮を伝えるきわめて貴重な情報なのである。『大金集禮』卷二四「外路迎拜敕詔」と同様の事柄をより詳しく述べており、『親王客儀』にいたっては、『大金集禮』卷九「親王」の「大定二年十一月二五日に奏して定めたる見客儀式」と完全に一致する。金朝の「天壽聖節」でもモンゴルの「詔敕」の迎接でもなく、いきなり金朝の「詔敕」に項目が跳ぶこと、この數葉の行數がばらばらであることを考えれば、もとの版本に缺落が多かったのを無理やりつなぎあわせたのかもしれない。至元初めに定められた禮制の多くは「泰和律」を踏まえており、兩者は似通った内容であったから、混同した可能性もある。

つづいて、卷一「官制類」にたちかえり、頁をめくってみよう。「官制源流」の一葉につづき「宋朝文武官品之圖」<sup>(38)</sup>という、じゅうらいまったく知られていない圖表が掲げられる。『宋史』卷一六九「職官志」に列舉される南宋の文官三七階、武官五二階が一目瞭然である。さらに、『文臣奏補』《文臣奏名》《進士授官》《武臣奏資》《八資法》《四資法》《武臣入仕》《武舉□官》《職名》《爵勳》《食邑》の項目のもと、南宋の文武の官僚システムがコンパクトに列舉される。ところが、そのあと突如、『禁扁』、『祕書監志』の著述で知られる王士點の《皇元朝儀之圖》<sup>(39)</sup>およびその解説たる《元日進賀禮物》《稱賀表日》《朝儀》《拜舞式》(14行)という「新增」の二葉が出現する。いうまでもなく、これらはほんらい卷八「國典類」にあるべき内容で、混入してきたようにみえる。ただ、つぎの《隨朝職品》(14行)がモンゴル時代の中央官僚のリストなので、かれらが國典でどの位置に立つ役職なのかヴィジュアルに示すために、意圖して移された可能性も否定はしきれない。そもそも「國典類」を削除してしまった「増類」本では、その配置にせざるを得なかっただろう。

圖3 一目瞭然の宋代官僚表（對馬歴史民俗資料館蔵）

對馬本はそれを機械的に踏襲したとも考えられる。至順刊本でも、卷一「官制類」の《官制源流》、《大元官制》《雜流品秩》の二葉の圖の次——《官職新制》と《隨朝職品》の間に挟みこまれる。なお、對馬本では《隨朝職品》の最後の四葉が缺けているが、そのまま「事林別集一卷終」と刻される。《隨朝職品》と對の筈の《外任諸衙門官職》ものこっていない。

そして、卷五《朝官俸給》【圖4】、卷六《外任俸給》へと跳ぶ。この二巻は12行の版木からなる。《外任俸給》の官職名に、諸路九公、諸京留守司、諸路總管、諸路散府、諸路節鎮、諸部族節度、諸路防禦、諸州刺史、赤縣令、劇縣令、次劇縣令、警巡院、錄事司、司候司、提舉京城所、城所事、軍器庫、作院使、南京交鈔庫、麴使司、稅使司、京兆司竹監、潼關關使、大慶關、孟津渡が列擧され、府判、推官、知法の割註に「女直司」「漢兒司」がみえる。したがって、金朝の俸給表である。つづく《監官食直》でも、「諸使司都監食直」、「諸監同官食直」、「諸司



『記』の編者が入手していたのは、つとにフレグ・ウルスにも運ばれ、ペルシア語に翻譯されて Tankasnamah (『珍奇の書』) に收録された、かの『泰和律令』であつたと思われる。

いずれにせよ、こうした華北の情報gatheredとめて類書で檢索できる狀況は、『事林廣記』以前にはなかつたことであつた。しかも、しばしば『金史』との間に文字の異同が見られ、對馬本が正しい場合もある。校勘作業にも役立つだろう。ぎやくにいえば、モンゴルは、それなりの金朝以來の文獻を宮中圖書館に保管し、有職故實を知る人材にも事缺かなかつた、それなのに正史であるところの『金史』の情報の少なさは何なのか。『事林廣記』との照合は、大元ウルス朝廷の三史の編纂、意圖を見つめなおす手がかりともなる。

ひるがえつて、では、こんなにち缺落している卷二・四には、いったい何が收録されていたのだろう。「國典類」での配列からすれば、モンゴルの《外任諸衙門官職》、金朝の官僚システムの詳細(『珍奇の書』にあつたという「左右兩手のアミール達の序列についての記述」に相當?)、宋朝の俸給表、モンゴルの俸給表ではあるまいか。とうじ、舊金朝の版圖たる華北と舊南宋領の江南、兩方の知識が何につけ必要とされた。ようするに、金と南宋の行政區劃を合體させて載せる前集卷五「郡邑類中」と同じ發想である。既述の和刻本乙集卷二、大都建設當初の情報を傳える「燕京圖志」の末尾に附された四枚の「南京城圖」——圖中、「大定廿一年」の文字も見える——の解説は、つぎのように言つていた。

(宋の)「東京舊城」「宮室制度」は已に纂して圖となし前卷に於いて刊す。而して金人の改むる所の東京、南京の宮殿の樓館に損益するところ有れば、今、城壁の圖制を將つて《燕京圖志》の後に刻す。覽る者は以て古今の制の同じ、からざるを知る可きなり。

すくなくとも、こうした「知」の合體は、舊南宋の官吏たちがほぼ鬼籍に入る泰定年間頃までは必要とされてゐたわけである。ちなみに、明刊本の『事林廣記』には大元ウルス朝廷の官制の記事はのこつていない。洪武二九年(二三九六)の『稽古定制』に示されるごとく、大明は、大元ウルスの諸制度を踏襲していること、しかしそれよりも小規模でしか展

開できない實態をひた隠し、比較の対象となる記述を排除した。この姿勢は地方志の編纂においても明確に現れる。ほんとうは、『事林廣記』のすべての類において、宋、金から大元、明初まで一まとめに眺め、徹底的に分析する必要がある。そうすることで、難解な用語の意味の措定、官吏の昇進、文書の送附等のシステムの解明も可能になる。また、そうしなければ各時代のことごらが正確に把握できない。むろん『元典章』の解讀も。じゅうらいほとんど利用されていないが、詔敕の迎接儀禮や文書の行移の體例、官吏俸祿等は、『洪武禮制』や『諸司職掌』にも記載があり、そもそも明刊本の『事林廣記』はそれに依據しているのだ。ほんらいなら、ここで實例として本稿で紹介した部分の譯注を提示すべきだろうが、紙幅の関係上、別の機會を俟たざるを得ない。とはいえ、もつとものぞましいのは、まずはこの根本資料が全冊影印で公開されることである。本書は、日本にとどまらずアジア、世界に共有されるべき寶といつていい。關係各位の善處が期待される。

#### 四 むすびにかえて

桃源瑞仙が花朝節について議論したまさに長享三年／延徳元年（一四八九）、かれの聯詩三百句の難解な部分について、弟子のひとりが桃源自身と景徐周麟に質問、整理した問書『蕉窗夜話』をつくった。その一條に「苦棟接梅、其花似墨海事林廣記ノ語也」という。これは、後集「花奔類」「接花法」の記事で、明洪武二五年以降のテキストにしか收録されない。さかのぼって、桃源は應仁の亂を避けて横川景三、萬里集九等とともに近江の永源寺に身を寄せたことがあり、そこで文明六年（一四七四）から九年にかけて胡方平『易學啓蒙通釋』上下二卷圖一卷と『周易』についての講義をした。そのさいの詳細な準備ノート『百衲襖』（建仁寺兩足院藏）には、やはり『事林廣記』の圖説が大量に引用されている。「出于事林」と出典を明記する第四冊の「著卦之徳」「揲著之法圖」（以上「卜史類」のほか、第五冊の「算法源流」「九九算法」「置位加減因折」「下籌算法」「算細數長短之法謂之度」（以上「算法類」）、「兩儀兩曜之圖」「兩儀圖說」「兩曜圖說」「七星



|                                                                                                                                              |                                                      |                                                                                                                     |                                                                                                                                  |                                                              |                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>翰林令書官職門翰林令<br/>國史院 修書官 起居注 編修 修撰<br/>太史院 總太史 太史令 同判 五官正 保章太史 靈臺司<br/>郡書 縣令 太史局<br/>太史局令 太史局正 太史局五官正 太史局正<br/>太史局直官 靈臺司 保章正<br/>同判官 修撰</p> | <p>司天監 錢粟千貫石 麴末麥各千石 春羅秋綾各<br/>錦各二十疋 錦各十疋<br/>五八品</p> | <p>國史院 錦修官 錢粟十五貫石 麥三石 春秋衣錦各八疋 錦平五<br/>從八品<br/>司天判官 錢十三貫石 麥三石 春秋錦各七疋 錦四十疋<br/>從九品<br/>司天監 錢粟各千貫石 麥三石 春秋衣錦各六疋 錦廿四</p> | <p>太師 太保 太保<br/>錢粟三百貫石 麴末麥各五十石 錦<br/>春羅秋綾各平疋 春秋衣錦各二百疋 錦一百疋<br/>太尉 司徒 司空<br/>錢粟二百貫石 麴末麥各五十石 錦<br/>春羅秋綾各平疋 春秋衣錦各二百五十疋<br/>錦七十疋</p> | <p>王 尚書令<br/>錢粟二百二十貫石 麴末麥各三十五石 錦<br/>春羅秋綾各平疋 春秋衣錦各一百二十五疋</p> | <p>尚書左右丞相 都元師 樞密使<br/>錢粟二百貫石 麴末麥各二十石 錦<br/>春羅秋綾各三疋 春秋衣錦各二百疋<br/>錦五百疋<br/>從一品以下 儼然事繁不載</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|

圖5 桃源瑞仙がみた『事林廣記』（京都大學附屬圖書館清家文庫藏）  
『史記抄』卷頭附錄「史記事實」より。「正一品」以下の情報は【圖4】とみごとに一致する。

之圖」「璿璣玉衡圖」「十二次日月交會圖」「二十八宿宮分之圖」「晦朔弦望之圖」「按紫微垣星圖」「星說」(以上「天文類」)、「二十四氣七十二候之圖」「晝夜百刻長短之圖」(以上「曆候類」<sup>40</sup>)、第八冊の「律呂隔八相生圖」「四宮清聲」「律生八十四調」「五音律呂宮調之圖」(以上「音譜類」)、「律呂配卦之圖」(「曆候類」)なども、みなそうである。「二十八宿宮分之圖」の標題、「晝夜百刻長短之圖」に刻まれる左右の雲紋からすれば、参照されたのは、後至元六年の鄭氏積誠堂本に近いテキストだろう。ちなみに、桃源は、この時點では二月一日を花朝節だと思いこんで奥書を記していた。

いっぽう、ほぼ同時期に作成された『史記桃源抄』<sup>41</sup>(京都大學附屬圖書館清家文庫藏)では、「淮南衡山列傳」において、『群書類要』二ハ臣瓚未詳何代、或云、姓于・姓傳トシタゾ」という『事林廣記』の呼稱を用いないのは、テキストを區別するためだろう。これは、和刻本丁集卷二「諸史門」「前漢書」と一致する。さらに「儒林列傳」では、『群書類要』經・書門總敘云……”として、和刻本丁集卷一「經書門」の二葉半にわたる記事をそのまま轉載する。これらの部分は、至順以降のテキストではまったく異なる(對馬本の當該箇所をみると至順本と同一内容かつ13行の版式なので、『博聞錄』からの移行の過程で改訂されたことがわかる)。桃源が使用したのは、和刻本が依據した泰定二年本に確定されるかにみえる。しかし、巻頭の『史記事實』で、太史院の解説のために『翰墨全書』とともにとりあげられる『群書類要』の「太史局」の記事および『朝官俸給』のリスト【圖5】は、宋朝、金朝治下のそれであり、後者は對馬本にしか存在しない【圖4】。しかも、前者の「太史局」の記事こそ、こんにち缺失している對馬本別集卷二―卷四の内容についての推測を裏づけるものであった。金・宋・大元・明の諸制を通覧するためには、『博聞錄』、そして『事林廣記』のさまざまなヴァージョンのテキストをいくつもそろえる、それが當時の常識であったのだろう。

じじつ、『史記桃源抄』『扁鵲倉公列傳』に言及され、かの相國寺の瑞溪周鳳とも親しく交流のあった僧有隣は、その著『有林福田方』(宮内廳書陵部藏文明十九年寫本) 卷一の奥書に

猶、諸家本草二十餘部ノ外、別傳諸藥多シ、此等ヲ以テ思之、今ノ法ハ九牛ガ一毛ヨリ云ニ不足者也。雖然、此方之

中二篇入處八十餘部、或病源論、難經、脈經、素問、大(素)、明堂經、鍼經、資生經、針灸四書、太平御覽、事林廣記、博聞錄、醫說、史記、最勝王經、止觀第八諸經論說、和漢名書等、都テ一百餘部、歲久ク搜獵スル也。

と記した。また、桃源の親友だった萬里集九の『三體詩曉風抄』は、かれが『事林廣記』の多部本、少部本と複数の版本を所有し、それらをつきあわせて研究していたことを伝える。少部本とは全十二卷の明刊本、多部本は前・後・續・別の四集からなる元刊本で、そのうちのひとつはおそらく對馬本の系統であつた。<sup>(42)</sup>少し時代はくだるが、京都大學附屬圖書館清家文庫の『三體詩抄』や、希世靈彥等の講義を桃源瑞仙、蘭坡景莖等の著述を參考に纏めなおした同館谷村文庫の『三體詩抄』もまた、『博聞錄』と『事林廣記』を併用する。みな編纂者、書肆の意圖をくみとり、そして明朝廷の編纂物の缺點はもとより諸制度の通史的・客觀的な分析に何が必要なのか、ちゃんとわかつていたのである。

おそらく、相國寺をはじめ京都・鎌倉の五山の各塔頭、各地の名刹のほか、天台宗など諸宗派の寺院、神社には、『博聞錄』、『事林廣記』に限らず、未知の貴重な漢籍、それらを拔書きする抄本、抄物がまだまだ大量に眠っているのだろう。<sup>(43)</sup>それらは、中國、朝鮮半島、日本のあいだで繰り廣げられた人・モノ・情報の交流を伝えるのみならず、室町から江戸期にかけて形成された日本の精神、文化の基層をみつめなおす手がかりともなる。さらには、それぞれの國の歴史を書き換える可能性をも秘めている。日本が發信する中國學に新たな展開があるとすれば、そのひとつはまさにこの分野においてだろう。こんご、調査が進み、順次公開されていくことを願つてやまない。

## 註

- (1) 『梅花無盡藏』卷三上「長享元年(一四八七)十二月廿三日」『事林廣記謂貫錢爲鈎水。今日自府内、爲暮年投十緡。賑餘之逆旅。』府命投吾十鈎緡、苦於徹骨去年貧。厨中蕭索聽松臥、無甌何曾有點塵」、『卷三下「羅浮春東坡惠州釀酒。號羅浮春」』祇盆雖愛洛菊紅、不及羅浮風味濃。四

海七生蘇內翰、尋常下戶樂其中酒有上戸・中戸・下戸、見事林廣記、『村庵散文』「居家四本補亡書後韻」『事林廣記』「警世人事類」中載「余氏家約」所稱居家四本者、其一曰讀書起家之本……文明庚子(一四八〇)春書於岩栖之村庵、『實隆公記』「文龜三年(一五〇三)四月二日戊戌」

「天晴。俊通卿來、象戲有興、甘露寺中納言同來、祥雲院來話、抑定光古佛止火燭」寄言宋無忌、火光速入地、家有壬癸神、日供四海水云々」。此宋無忌不審處、事林廣記云俊通語、「姓宋、名無忌、知君是火性大金輪王、敕速去不留停云々」、宋無忌火神之名也、「永正二年（一五〇五）

八月廿八日庚辰」覺城法師來、新古今集真名序師象筆合點持來之、先聖傳事相尋之間、十八史略一冊、事林廣記一冊、借與之。豐原統秋は、永正九年（一五一一）に著した『體源鈔』の冒頭で、家傳の貴重な漢籍の情報は奥義に等しく軽々しく口外すべきでないが『事林廣記』程度ならば知る人ぞ知るだからといい、卷四に「音譜類」の《樂星圖譜》、「音樂類」の《音樂總敘》、《音樂名數》、卷八下に「音樂類」の「埧」の插繪と解説を引く。策彦周良は『蠡測集』に「君實之言如人參甘草ト云語ガ事林廣記ニアルゾ。君實ト云モ溫公ノ事ゾ。溫國公トモ云ゾ」という。

(2) 明との貿易では、幕府、管領、四職、天龍寺、相國寺、三寶院、三十三間堂、伊勢法樂社、大和多武峰、大乘院、九州探題、周防の大内、豊後の大友、薩摩の島津が、朝鮮とでは、將軍家、大内、畠山、京極、細川、山名、小貳、對馬の宗氏が熱心であった。

(3) 宮紀子「幻の『全室藁』」（『漢字と情報』十一 二〇〇五年十月）参照。『蕉窓夜話』には「西遊集ハ渤海潭ノ集ゾ。一冊アリ。天竺ヘ行ノ時ニ恒河ヲワタリ、靈山ニ行タト云詩トモソノ中ニアルゾ。西遊集ト云本ノ錄ヲバ全室集ト云」とある。

(4) 天淵清濤は、「混一疆理歷代國都之圖」の原圖のひとつ「廣輪疆理圖」の作者。瑞溪周鳳の『臥雲日件錄跋尤』「寶徳二年九月十九日」には「又曰、近時看濤天淵文集、蓋銘古鼎之嗣也。集中載送巽權中歸日本序、權乃大統青山之嗣也」と記録される。

(5) 『逃虚子詩集』一〇卷『續集』一卷『逃虚類稿』五卷『逃虚子道餘錄』一卷『逃虚子集補遺』一卷『詩集補遺』一卷『附錄』一卷の抄本が知られるが、五山版にはそれらより早い『獨菴外集續藁』があり、相國寺、建仁寺などに藏されていた。

(6) 金朝泰和年間、平陽の李君璋が編纂した書を建安の何士信が大徳元年に増補。『増廣事聯詩苑學吟大備珍珠囊』が正式名。天理大學本には、延慶三年（一三一〇）禪福寺金圈の識語。『陰涼軒日録』「延徳四年正月廿三日」は「珍珠囊外題書之。五冊、自一至廿七全部也。又詩苑叢珠外題書之。十冊、自一至三十全部也。蓋藤侍者請之」という。

(7) 大モンゴル治下、元好問の友人、平陽の仇舜臣が改訂した『學吟珍珠囊』を、元貞年間に曹輓（大徳一〜至大年間にかけて元好問の『中州集』や全真教のバトロン蕭天祐の『大易斷例ト筮元龜』を刊行した平水曹氏進德齋か。なおこの『ト筮元龜』は、室町時代初期、すでに五山や清原家に傳來していた）が舜臣の子仇郁より入手、大徳三年に表題を『新編増廣事聯詩苑叢珠』に改め刊行したもの。『至正直記』卷二「江西學館、山東諸城縣の至正一〇年」密州重修廟學碑」にも書名がみえる。國立公文書館、日光輪

王寺に元刊本が藏される。

- (8) 林楨の編輯とされ『増廣事聯詩學大成』、『聯新事備詩學大成』などの表題を冠し、大徳―泰定年間頃に活躍していた毛直方の序を附し建安で刊行されている。刊記に「舊刊詩學如『大成』繁而且冗、『叢珠』『珍珠囊』等編簡而又略蓋兩病焉。本堂是編、則去諸家之疵、而集諸家之粹、於敘事故事總名之以「事類」、摭唐宋名賢佳句、而削去重複、采皇元群英警聯、而增廣新奇」といふとおり、三書とも同工異曲の書物である。

- (9) 『蕉窗夜話』云錦ト云テ、翰墨全書ニ似タ本ガアルゾ。『天章』は『雲錦』に混一以後の資料を加え編集したものとされるが、中國國家圖書館の『雲錦』は、じつは前田尊經閣所藏の『天章』の重刊。また、乙・丙集の表題が『輿地要覽』、『姓氏源流』と換えられるように、『翰墨全書』、『啓劄青錢』との関係も深い。

- (10) 『蔭涼軒日録』「延徳二年閏八月十九日」、「蠡測集」。現在のところ、傳本は知られていないが、『碧山日録』「應仁二年閏十月四日庚申」に、「涉閏新編古今事類啓天機錦、其請召筵會、坐次儀式、茶飯體例、此方又有得其一二者、至同席客所相樂、乃一也」とあり、『啓劄青錢』や『事林廣記』の至順刊本と内容が一部重複していたことがわかる。

- (11) 『蔭涼軒日録』「文明十九年五月廿二日」『歲時廣記云…、【消暑珠】拾遺記。黑蜥蜴千年一生。燕昭王常懷此珠、當盛暑之月體自輕涼、號消暑招涼之珠、』、『臥雲日件錄跋尤』第十九冊「七月廿九日」『浴殘年』歲時雜記、東京寺觀、

- 以除日多煙湯饌食、以召賓客、謂之浴殘年歲時廣記」等。現行の『歲時廣記』とは文字の異同がある。『差穀撰良玉曆撮要』については、『實隆公記』「永正八年五月廿七日」に「差穀新書五冊、陰陽書也。十五冊也。端平甲午撰也。啓蒙通釋二冊在重朝臣本借預之處、可返送之由有命之聞返了」とあり、陰陽道の勘解由小路在重の家に傳來した『差穀新書』が端平元年（一二三四）の成立というので、陳元靚の著作の可能性がある。冊数からすれば、李盛鐸舊藏の『類編陰陽備用差穀奇書』十五卷（北京大學圖書館藏後至元三年刻本）と同一書か。

- (12) 李梓の編とされる挿繪入りの類書で、『事林廣記』と同様、甲子癸の十集本（後至元五年吳氏友于書堂・椿莊書院刊）と前後二集本、二系統の元刊本が知られる。『蔭涼軒日録』「文明十七年五月十七日」、「實隆公記」「明應八年正月八日」『貞盛法印居家必用五冊、借送之、一見本望也』。岐陽方秀（一三六一―一四二四）が『碧巖錄不抄』で参照した『吏學指南』も『居家必用』所收のテキストか。

- (13) 『歲時廣記』とともに淳祐十年（一二五〇）成立の『百菊集譜』に引用される。大元ウルスの大司農司が至元十年に刊行した『農桑輯要』にもみえている。宮紀子『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策（上）』（『人文學報』九三・二〇〇六年三月）参照。

- (14) 『三體詩抄』（京都大學附屬圖書館清家文庫藏）の引用に「博聞錄辛集…【修琴】古琴冷而先聲者、用布囊炒沙菴、候冷易之……」とある。

- (15) 『通制條格』卷二八「雜令・禁書」、『至正條格』卷二「斷例」《職制》『隱藏玄象圖識』。大德三年にモンゴル朝廷の文官李衍が著した『竹譜』の卷四に「博(文)聞」録」が引用されていること、宋隆夫が淮西無爲州の官舎にて契本と思しき『玉璽博聞』一卷九葉を目睹し、明の成化七年に吳寛が跋をものしていることからすれば、徹底的な没収が行われたわけではない。
- (16) この『五行大義』は、元弘三年、鎌倉鶴岡八幡宮の智園によって寫され、その鎌倉の相承院、大和多武峯の壽命院、京都粟田口の青蓮院、久邇宮家へと傳來した。
- (17) 卷一「虹」「天狗」、卷三「不死」、卷五「行李」、卷七「筆簾」、卷九「櫻」に『博聞録』が、卷二「盧橘批把」、卷四「猶豫」に『博聞後録』が引用される。
- (18) 『看聞御記』「永享十年三月十四日」『事林廣記』一部十二帖、自内裏被借召之開進之。後水尾天皇の代の『禁裏御藏書目録』(大東急文庫藏)、『官本日録』(西尾市立圖書館藏)にも、『事林廣記』五冊、『事林廣記拔萃』一冊とある。大元時代以降、必讀とされた書がみな擧がり、『全相孝經』まで見える。相國寺文書の享保十三年(一七二八)十月四日「書籍御改書書附」、十四年七月「書籍目録」、「參暇寮日記」は、五山以下の寺觀が所藏する貴重書の把握、補修が全國規模で進められたことを伝える。
- (19) 中華書局影印本ではなく「中華再造善本」をみれば、欄外の書き込みや圈點、傍線から、とうじ頻繁に参照された箇所がわかる。例の花朝節にも傍線が引かれている。
- (20) 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大學出版會二〇〇六年) 参照。
- (21) 正徳三年(一七一三)成立の貝原益軒『養生訓』は、卷七、八に和刻本の辛集卷五「解毒備急」、同集卷八「灸艾門」より一箇所ずつ引用する。寶曆十三年(一七六三)刊行の大枝流芳『雅遊漫錄』も、卷一「朱錠」、卷五「琴」、卷七「投壺」に『事林廣記』の解説と挿繪を引用する。投壺は、『事林廣記』が呼び水となり、朝鮮王朝下で貴族たちの遊戲として愛好され、日本では和刻本の刊行後、民間で流行し投扇興のものになる。
- (22) 金、宋代の類書の傳統を踏襲して、大徳二年の『類編古今事林群書一覽』をはじめ『古今事文類聚』、『翰墨全書』、『啓筭青錢』などみな「一門」で分ける。
- (23) 『溪風拾葉集』巻頭の「溪風拾葉集緣起」(文保三年正月 日 金剛光宗記)に、光宗の知識源が分野別に列擧される。なお、現在の叡山文庫の保存状況と山科の毘沙門堂の例から考えれば、一三二八年以前の『事林廣記』が當該機關に收藏されている可能性はきわめて高い。その調査の詳細については、別稿にて報告する。
- (24) 金文京『事林廣記』の編者、陳元靚について(『汲古』四七 二〇〇五年六月)に眞柳誠の教示として紹介される。おなじ梶原性全が編んだ嘉元二年(一三〇四)成立の『頓醫抄』では『事林廣記』はみえない。
- (25) 藤本幸夫「宗家文庫藏朝鮮本に就いて——『天和三年目録』と現存本を對照しつつ——」(『朝鮮學報』九九・百輯

- 合併號 一九八一年七月)、岡村繁「對馬宗家文庫漢籍(朝鮮本)提要」(九州文化史研究所紀要)二七 一九八二年三月)、宗家文庫調査委員會編『宗家文庫史料目錄(記錄類Ⅳ和書漢籍)』(嚴原町教育委員會 一九九〇年)。(26) 宮紀子『地圖は語る モンゴル帝國が生んだ世界圖』(日本經濟新聞出版社 二〇〇七年)。

- (27) 『新雕石林先生尙書傳』には「清見寺常住」「江風山月莊」「福堂」の印もある。長谷川強『典籍逍遙』(大東急記念文庫 二〇〇七年、二九、三七頁)、『清見寺總合資料調査報告書』(静岡縣教育委員會 一九九七年 口繪12、三一頁)参照。『寒山子詩集』は『日本宮内廳書陵部藏宋元版本漢籍影印叢書』第一輯(線裝書局 二〇〇一年)に全冊影印。ほかに「無範」「霞亭珍賞」「植村書屋」「暢春堂圖書翰」の印記、安政四年(一八五七)の貫名海屋の墨書、外箱には文久二年(一八六二)の池内奉時の識語。『經籍訪古志』卷六によれば、姫路の藩老河合元昇の舊藏『大光明藏』は、川瀬一馬『大東急記念文庫貴重書解題佛書之部』(大東急記念文庫 一九五六年)に巻頭、巻末の半葉の寫眞あり。「龍眠」「栗棘菴」「金剛關」「多紀氏藏書印」「杉垣修珍藏記」「向黃邨珍藏印」の印。「龍眠」の印は、斯道文庫の『事林廣記』にも見える。至元十九年刊行の『鐔津文集』については、内田智雄『米澤善本の研究と解題』(ハーバード・燕京・同志社東方文化講座委員會 一九五八年 圖版三二、一五六―一五七頁)参照。『米澤藏書』(「天龍金剛藏海印文常住」の印)、『禮經會元』の書影

は、川瀬一馬『お茶の水圖書館藏新修成實堂文庫善本書目』(石川文化事業財團 一九九二年 九七五頁)に見え、明治四〇年に徳富蘇峰が豆州某寺より入手したという。以上から、慶福院の藏書がとくに分散していたことがうかがわれる。

- (28) 『南畝秀言』卷二「朝鮮板の法華科注三百年餘の本」の永正十五年(一五一八)の相國寺僧の奥書から、應仁の亂後と江戸末期に五山の書籍が流出していたことがわかる。

- (29) これは至順刊本の前集卷四「郡邑類」の「新增」記事と六枚の地圖がほぼ大徳三年(五年、大徳五年)九年の行政區劃であることも適合。なお至順刊本の後集・別集目錄にはマークが附されていないが、後集卷三の大徳十一年《大元加封詔》、卷六延祐元年《新條畫及科舉詔》、別集卷一《官職新制》などは、あきらかに「新增」記事である。
- (30) 伊藤東涯は、『秉燭譚』卷五「視篆ノコト」にて、「往年何士信ガ群書一覽ヲ見ルニ」という。小島寶素舊藏の元刊本は、『居家必用事類全集』の元槧本とともに楊守敬の手を経て、現在、臺灣故宮博物院に藏される。

- (31) 前集卷十八「農桑類」は、12行、13行の版本で構成され、『農桑輯要』所引の「博聞錄」、和刻本と一致する。陳元觀の原本のままなことは間違いない。至順刊本では、「井田之制」圖以外は「農桑輯要」のダイジェストに完全に差し替えられる。『農桑輯要』は、至元二三年以降、江南でも閱覽が容易になっていくが、『事林廣記』に取り込まれるのは、王楙『農書』の刊行よりやや後であった。

- (32) 土御門家の安倍晴明から数えて十二代目の泰世は、後醍醐天皇のもとで天文博士をつとめ、家藏の書から星宿圖を抄寫して「格子月進圖」(第二次世界大戦中に焼失。「實隆公記」にも言及される)と名づけたが、それこそ「博聞錄」や對馬本の「事林廣記」から採引した可能性が高い。一條兼良の教えを受けた朝倉孝景より瀧谷寺に寄進された室町時代の「天之圖」とも運動する。井本進「續本朝星圖略考」(『天文學報』三五・一六 一九四二年)、『安倍晴明と陰陽道展』(讀賣新聞社 二〇〇三年 九八頁)参照。
- (33) 「廟學典禮」卷一「官史詣廟學燒香講書」、「元典章」卷三二「禮部四・學校二」《儒學》「朔望講經史例」、「通制條格」卷五「學令」《廟學》に同じ聖旨が載るが、ここでは採録にあたり、山東東西道提刑按察司が受理した書類を使用している點が注目される。
- (34) 至元十一年内聖旨節該…古者、學校官爲稟給、養育人材。今來、名儒凋喪、文風不振。民間應有儒士、都收拾見數、令高業儒人轉相教授、攻習儒業、務要教育成材。其中選儒生、若有種者輸納地稅、賣買者出納商稅、其餘差發並行蠲免。仍將論及經義、詞賦分爲三科、作三日程試、專治一經一科爲式、有能兼者聽。但不失文義者爲中選。
- (35) 「元典章」卷三九「刑部一・刑制」《刑法》【五刑訓義】、「南村輟耕錄」卷二【五刑】。
- (36) 八月二十八日該遇／／皇帝／／天壽聖節、前期一月、内外文武百官、皆詣寺觀、啓建祝延／／聖壽萬安道場、至期滿散。其日質明、朝臣詣／／闕稱／賀、外路官員則率僚屬・士庶・父老・僧道・軍公人等、結綵香案、呈舞百戲、夾道祇／迎、就寺觀、望／／闕稱／／壽、僚屬各具公服、設褥位、敘班立定。班首率僚屬、先再拜、班首稍前、跪上香、祝賀訖、退復位、再拜二、舞蹈叩頭、三稱萬歲官屬叩頭、中間公吏人從等相應高聲呼。就拜興復、再拜訖、禮畢、就公廳設宴、盡歡而退。／／は二字、／／は一字擡頭
- (37) 「元史」卷七「世祖本紀四」、卷六七「禮樂志二」。金朝の名門の出で、朝儀制定に携わった周鐸の子、之翰は、大德五年頃に「朝儀備錄」、「朝儀紀原」を纏めている。
- (38) 「通制條格」卷八「儀制」《賀謝禮迎送》、「元典章」卷二八「禮部一・禮制」《迎送》。
- (39) 「純白齋類稿」卷十九「皇朝元會版位圖贊」のそれと同じものだろう。贊、識語を誌す胡助、張希文、ヤークートの肩書きから、延祐年間の作成に係るとみられる。
- (40) ここで「事林廣記」《算法類》をふまえつつ算木を用いて弾きだされる閏月の計算法は、足利學校で學んだ柏舟宗趙等の數學レヴェルを知るうえで、貴重な資料となる。
- (41) 「南畝秀言」卷二「史記抄にある史記家漢書家并師行、未師行の事」以下二條参照。
- (42) 「三體詩抄」(京都大學附屬圖書館清家文庫藏)「題張道士山居」に「千金方」五枝花喻五臟也。曉風云…「事林廣記」續集第七多部本也。少部本无之、【花酒令】花酒左手把花右指酒、云「十朵五枝花」以手伸五指反覆應十朵、又舒五指應五枚、仍舊指花。梅謂…五指花三字證耳。於詩無益。曉風按謂「事林廣記」別集下少部也、多部二八續集四卷也、



「修真部」云【内視迎記】真人曰外緣既屏、須守五神。黃帝内視法、存「想」思食、令見五臟有如垂磬、五色了了分明」とあるが、該当する元刊本はない。註(一)の『梅花無盡藏』のうち卷三上は、對馬本の別集卷十九「拾遺類」○事物綺談「錢數」にしか對應せず、この部分は12行だから最古層の記事である。卷三下は、酒飲みの程度を表す「上戸」、「下戸」の語源を『事林廣記』にもとめるが、これは明刊本後集「家禮類」に收録される『洪武禮制』「庶民婚禮」の結納品のひとつ「酒・上戸八瓶、中戸四瓶、下戸二瓶」を誤解した牽強附會の説。建仁寺の住持をつとめた心田清播(一三七五—一四四七)と月舟壽桂(？—一五三三)がみた版本は、『三體詩抄』の「拗體」の解説に引く『事林廣記』辛集の記事から、鄭氏積誠堂本と確定できる。まさに北京大學本かもしれない。なお、虎關師鍊の『海藏略韻』は大元→明初の漢籍を膨大に引用し、とうじの學問體系を知る屈指の資料だが、その増補版『圓機廣益略韻大成』にしばしば見える『事林廣記』は、卷數と内容から——たとえば「碁」の文字の下に「廣記後集」十二・象碁「二龍出海勢」「雙馬飲泉勢」「平沙落雁勢」「猛士滅胡勢」とある——對馬本の系統であること、まちがいない(ちなみに『全相漢書「平話」』や『新編連相搜神廣記』『新編金童玉女嬌紅記』等の大元時代の小説戲曲類も引用

されている)。

(43) 元應元年(一三一九)に醍醐寺の僧道恵が著した「指微韻鏡序解」(六地藏寺藏)は、六書象形の解説に口語體で書かれた陳元靚の語を引く。『篆隸文體』も参照するので、『博聞錄』にあった記述だろう(對馬本の「文藝類・古書」の《書有六善》を含む部分は14行の版式で改變されている)。なお、韓性の『五雲漫稿』や王振鵬の版畫を東福寺の季弘大叔や太極が目になっていること、雲章一慶(一條兼良の兄)と桃源瑞仙の合作『百丈清規抄』(建仁寺兩足院藏)が宣徳八年に明の禮部が南禪寺の僧靈珍に對し發行した度牒二通を寫すこと、桃源瑞仙が元刊本の『新編連相搜神廣記』をみていること、萬里集九が春澤永恩に『漢書』の前集・後集十九冊を借りていること、萬里集九や横川景三に教えを受けた相國寺の彦龍周興が『全相眞寶古文選玉』を参照しながら近衛政家・勸修寺教秀に古文の講義をしたこと、月舟壽桂が『有元先嶽英華集』なる書を引用していることなどは、新たなテキストの出現の期待を膨らませてくれる。

【附記】 本稿は、文部科學省科學研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。

cial status of the Liao Dong area in the history of the foreign relationship between China and Korea. In addition this kind of research focusing on history of the emigration between two countries in a tributary relationship, especially on the migration from the tributary to a the suzerain, provides a new point of view from which to understand the tributary relationship itself.

**ON THE YUAN-ERA PRINTED EDITION OF THE *SHILIN*  
*GUANGJI* FROM THE FORMER COLLECTION  
OF SÔ FAMILY OF TSUSHIMA**

MIYA Noriko

The island of Tsushima, located in the sea almost half-half way between the Korean peninsula and Kyushu, has been an important site for Japan's trade and diplomacy with Korea and the Chinese continent. The *Shilin guangji* 事林廣記, a book published under the period of the rule of the Daiōn yeke Mongol ulus, remained ignored in the collection of the Sô 宗 clan, which ruled the island for nearly 600 years. The book is an encyclopedia based on the *Bowenlu* 博聞錄 of Chen Yuanjing 陳元靚, who was active at Jian'an in Fujian during the late Southern Song. The *Shilin guangji* was re-edited and lavishly illustrated and the latest information of the Mongols was introduced. Later, the work was regularly employed by priests, princes and other aristocrats from Korea and the Muromachi bakufu, and thus contributed to the fostering of a common culture that spanned both time and geography. Today several printed editions can be found in Japan. The work is frequently quoted in *shōmono* 抄物, notes prepared by aristocrats and priests in preparation for lecturers on Chinese texts or students who listened to such lectures. Judging from the library seal, Sô clan's *Shilin guangji* appears to have been brought to Shōkokuji 相國寺, one of Gozan Zen temples of Kyoto, by a monk who ventured to the Daiōn yeke Mongol ulus as perhaps a student or on a diplomatic mission in the 14th century. It seems to have later been used by another monk in charge of diplomatic affairs with Korea and who carried it to Tsushima during the Edo period. This edition features extremely precise printing techniques and contains illustrations that have much in common with the miniatures of the Hülegü ulus, it thus surely deserves special attention in the history of printed illustrations. In addition, illustrations and explanations of ceremonies and the bureaucracy of the Southern Song and Jin dynasties that were not seen in other printed versions of

the work are found here. It also contains previously unknown source materials on the legal system from the age of Qubilai, the founder of the Daiön yeke Mongol ulus. This work will provide important clues to solve the question of how the *Shilin guangji* was edited and added to over time. The article introduces the broad outlines of the work and indicates the various remaining issues, such what was the knowledge of bureaucrats and aspiring candidates for the official examinations in the Jian'an region and how it was actually put into practice. It, furthermore, considers how studies of China originating in Japan should be conducted.

## A CONSIDERATION OF THE *XIEJIA* DURING THE MING AND QING DYNASTIES, WITH A PARTICULAR FOCUS ON THEIR RELATIONSHIP TO LAWSUITS

ÔTA Izuru

This article is a preliminary examination of the of *xiejia* 歇家, a term that refers both to inns and their proprietors and that often appear in written sources of the Ming and Qing periods, chiefly in regard to lawsuits involving them. The results of this examination can be summarized in the following fashion. First, plaintiffs and defendants in the lawsuits frequently found pettifoggers (legal fixers) 訟師 via the inns. Inns were often run by such pettifoggers, county clerks 胥吏, and county runners 衙役, and thus they functioned as if they were “introduction service centers for the pettifoggers.” Although it has not been possible to examine how they came across the inns due to the limitations of the sources, it can be surmised that an appropriate inn was chosen based on consideration of personal finances and without any particular direction from government officials. Second, it is thought that among the inns that sheltered those involved in the lawsuits, there were inns of various ranks, from the luxurious to those of ordinary quality. Ultimately, whatever establishment was chosen to safeguard the lodger's person, the choice was made in large measure on the basis of the lodger's financial capacity. In the worst cases, when the poor could not muster sufficient funds, they were on occasion detained by rural agents and jailed. Third, with the dramatic increase in the number of lawsuits, large numbers of those involved in the cases headed into the cities, and just how the state authorities should deal with them became an important issue. The authorities attempted to manage the problem by binding visitors to the inns using the local neighbor organizations. However, the character of